

新しい生活様式推進山小屋施設支援事業

事業目的

やまなしグリーン・ゾーン構想の推進を図るため、山小屋事業者が行う新しい生活様式に対応した取り組みに支援する。

事業対象者

県内で山小屋を営む山小屋事業者（個人事業者も含む） ※公営山小屋は含まない。

対象事業

No.1 機器購入等

No.2 機器購入等

No.3 設備改修工事等

《対象者》中規模以下事業者

《支援額》1件あたり上限30万円

《支援率》支援対象経費の10/10

《対象事業》

- ①キャッシュレス決済環境の整備
- ②感染症予防のための備品・消耗品購入（アクリル板、非接触型体温計、空気清浄機、呼び出しベル、消毒液など）

※消耗品のみ購入は事業の対象外です。備品と合わせて申請してください。
※令和2年4月20日以降の支払が対象

《対象者》県内山小屋事業者

《支援額》1件あたり上限300万円

《支援率》支援対象経費の4/5以内

《対象事業》

No.1 機器購入等と同じ
(熱感知カメラ、衣類等殺菌装置などの高額機器等も対象となります。)

※消耗品のみ購入は事業の対象外です。備品と合わせて申請してください。
※令和2年4月20日以降の支払が対象

《対象者》県内山小屋事業者

《支援額》1件あたり上限1000万円

《支援率》補助対象経費の4/5以内

《対象事業》

ホテル・宿泊業用認証基準に沿った設備改修等（空調工事、給排水設備、衛生設備、隔離部屋工事、左記工事に伴う関連工事など）

※令和2年4月20日以降に着手し、令和3年9月末日までに完了検査するもの

注意事項

- 山小屋事業者かつ中規模以下事業者の場合、**No.1～No.3を併用することができます。**全ての事業で申請する場合、**最大3回申請**（各事業で1回ずつ）することができます。ただし、同一対象物に対して各事業を併用して申請することはできません。
(例) 35万円の空気清浄機購入に対して、No.1で30万円、No.2で5万円申請することはできません。どちらか一方で申請してください。
- No.2とNo.3を併用する場合、**両事業合わせて上限1000万円**までの支援または補助が受けられます。
(例) No.2で200万円の支援を受ける場合、No.3では800万円までの補助が受けられます。
- No.1及びNo.2の機器購入等の主な対象備品は、裏面を参照ください。また、No.2及びNo.3はヘリコプター等による運搬費も支援または補助の対象となります。
- No.3の設備改修工事は、**ホテル・宿泊業用認証基準に該当しないものは事業の対象とはなりません。**認証基準に沿った改修か不明の場合は、事務局（TEL055-236-1230）までご相談ください。
- 支援対象経費及び補助対象経費は**消費税を除いた額**です。

No.1、No.2の問合せ先

《申請期間》**No.1 令和3年2月28日まで**
No.2 令和3年8月31日まで
《申請方法》郵送に限ります
《問合せ先・事務局》〒400-0031
甲府市丸の内2-16-1 6F
新しい生活様式推進機器購入等支援事業事務局
TEL：055-237-6600
(土日祝祭日を除く午前10時～午後5時まで)
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/gz-sien.html>

No.3の問合せ先

《申請期間》**令和3年8月31日まで**
《申請方法》郵送に限ります
《問合せ先・事務局》〒400-0031
甲府市丸の内1-5-4恩賜林記念館内
新しい生活様式推進山小屋施設支援事業事務局
TEL：055-236-1230
(土日祝祭日を除く午前9時～午後5時まで)
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sgn/gz-yamagoya-sien.html>

新しい生活様式推進山小屋施設支援事業 主な対象備品及び消耗品

※工事を伴わないものが対象です。空調工事や配管工事が必要になるなど建造物、工作物等の新築、増築、改築など工作物そのものの位置・形状を変更するものは本事業ではなく、設備改修補助金を活用してください。単純な設置費用は対象ですが、迷う場合はご相談ください。

【備品】

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末(ソフトウェア含む)、決済端末と接続して利用する汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トング等自動消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品、加湿器
手洗い	除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター(扇風機)、網戸、二酸化炭素濃度測定器
接触防止	料理運搬用ワゴン、配達用自転車、順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、テレワーク導入システム、呼び出しベル(飲食店待ち客用)、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板(※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象)、人感センサー付き照明器具、蓋付き便器、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート(送迎車などの仕切り)、透明ビニールカーテン(受付などへ設置)、デリバリー配達バッグ、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、マイクロフォン・拡声器、一人鍋・一人皿、消毒液設置台

※その他、新しい生活様式の推進に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

【消耗品】

用途	品名
滅菌	手指消毒液・消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水
手洗い	ペーパータオル
接触防止	フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール

※その他、新しい生活様式の推進に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

(以下は対象になりません)

便器自動洗浄システム	新型コロナウイルス拡散防止のためにはトイレの蓋を閉めてから洗浄することが望ましいとされているため。ただし、感染防止のため、蓋付きを導入した場合は対象です(工事を伴うものは対象外)。
次亜塩素酸水噴霧器	次亜塩素酸水の噴霧は人体に害を及ぼすことが指摘されているため(備品等を消毒するための生成器は対象です)
ハンドドライヤー	水滴によるウイルス拡散が指摘されているため
エアコン	エアコンは室内の空気を循環させ「冷房」「暖房」を目的として使用するものであり、一般的なエアコンは対象外とします。ただし、換気機能付き、空気清浄機能付きなど、感染症予防の効果があると考えられるものは対象(単純な設置のみは対象ですが、工事を伴うものは対象外)。
温水洗浄便座	温水洗浄便座のみでは新しい生活様式とは言えないため。ただし、感染防止のため、蓋付きを導入した場合は対象です(工事を伴うものは対象外)。
新しい生活様式の推進が主たる目的でないもの	通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車、掃除機、布団乾燥機など汎用性があるものは原則として対象外です。感染予防など新しい生活様式のために特別な理由がある場合は、申請書にその旨をご記載ください。

消費者庁から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。

※消耗品のみ購入及び役務の提供、リース、保守費用等は支援対象となりません。